

練馬区地域福祉計画推進委員会 第3回権利擁護部会

- 1 日 時 令和8年8月4日（水）午後2時30分～午後4時30分
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎19階 1901会議室
- 3 出席者 **【部会員】**
飯村部会員、齋喜部会員、上山部会員、石川部会員、上原部会員
轡田部会員、酒井部会員、千葉部会員（以上8名）
【区出席者】
福祉部管理課長、障害者施策推進課長、高齢者支援課長、保健予防課長
地域福祉係長
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴者なし
- 6 議 題
 - (1) 地域福祉計画 取組状況報告（施策の柱5抜粋）
 - (2) 令和8年度の取組について＜事業番号45 将来の不安に備えた支援の実施＞
 - (3) 成年後見制度の改正について

○部会長 それでは、皆様、大変お暑い中を本当にありがとうございます。

定刻になりました。練馬区の地域福祉計画推進委員会第4期第3回権利擁護部会を開催させていただきます。

では、本日はお手元の議題に沿って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局から出席状況、また、会議の情報公開と傍聴のことにつきまして、よろしくお願いいたします。

○地域福祉係長 事務局です。

現在、7名の部会員に御出席いただいております。なお、部会員1名から御欠席の連絡をいただいております。

また、本日の会議は公開となっております。

現在、傍聴の方はいらっしゃいません。

会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にメール等でお送りいたしますので、御確認をお願いいたします。

なお、会議の内容につきましては記録のため録音させていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上です。

○部会長 ありがとうございました。

では、本日の議題に入ります前に、区の理事者の方に異動がございましたということですので、御挨拶をよろしいでしょうか。

○保健予防課長 私は、江東区から異動して参りました練馬区保健所の保健予防課長で医師の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございました。

では、続いて、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○地域福祉係長 はい。では、お配りしております資料につきまして、説明させていただきます。

お配りしております資料が、資料1が練馬区地域福祉計画推進委員会権利擁護部会第4期の部会員名簿。

資料2が、地域福祉計画の取組状況評価シートの施策の柱5の抜粋、A3版のものになります。

資料3-1が、令和8年度終活関連事業の報告について。

資料3-2が、練馬区における高齢者等終身サポートに関する包括連携協定締結について。

資料4-1が、成年後見制度改正のポイントです。

資料4-2が、民法等の一部を改正する法律、法務省の資料の抜粋、横長のものになります。

また、別紙1、練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱です。

なお、本日、机に資料を追加で配付させていただいております。「終身サポート事業～そなえ・あんしん365～」の事業説明会というチラシをお配りしております。

配付資料は以上になります。不足等がありましたらお知らせください。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございました。

皆様、資料はよろしいでしょうか。

それでは、会議を次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。

2番のところ、地域福祉計画の取組状況の報告ということで、施策の柱5の部分の抜粋の資料がございますので、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○地域福祉係長 では、資料2について御説明をいたします。

本部会の所掌事項であります施策の柱5には、三つの取組項目に対してそれぞれ二つから三つの事業を位置づけまして、それぞれに主な取組と令和10年度の目標を定めております。

今回、令和7年度の各事業の実績と評価を取りまとめました。

評価につきましては、この資料2の表の中ほどに記載しておりますが、Aがおおむね計画どおり、A+が計画以上に進んだ、Bは遅れや修正が生じたという基準により評価しております。

全体の評価の集計結果としましては、A評価が13事業、B遅れや修正が生じたのは2事業、A+の事業はなしということでございました。

それでは、個別の事業について御説明をいたします。

取組項目1、「成年後見制度の利用を支援する」では、事業番号38になります「地域で連携して支えるネットワークの強化」についてです。取組はねりま成年後見ネットワーク連絡会の開催と検討支援会議の開催です。

ネットワーク連絡会におきましては、初めて市民後見人の方に令和7年度連絡会の方に参加いただきまして、活動報告を行いました。

課題としましては、この事業に限ったことではございませんけれども、今後の成年後見制度の制度改正の対応が今後に向けての課題となっており、様々な関係機関や立場の方が参加するこのネットワーク連絡会においても、制度改正に伴う課題の共有と対応の検討を行ってまいります。

検討支援会議は、主に地域包括支援センターや福祉事務所から提出された困難事例への対応等について、専門職からアドバイスを受ける場であるとともに、分野を超えた地域連携を図る場として年12回開催いたしました。

課題は増加する複合的な課題を抱えた世帯への対応で、今年度も引き続き関係機関とともに、複合的な課題を整理する場としても活用し、解決に向けて取り組んでまいります。

事業番号39、成年後見制度の周知・啓発です。

取組は、区民や事業者向けの説明会や講演会等の開催と、市民後見人養成研修公開講座の開催です。

7年度は、区民や事業者向けの説明会、講演会等を29回開催しました。幅広い年齢層に参加を促すために申込方法の工夫や、言葉による説明に加えて、事例の活用や動画を用いる等の工夫をしてまいります。

市民後見人養成研修では、この養成研修の一部を現場で成年後見制度の利用支援を担う地域包括支援センターなどの職員が受講することで、対応力の向上を図る取組を実施しております。

7年度は延べ34人の職員が受講いたしました。引き続き受講機会を確保していくため、受講する関係機関に年間予定を早めに周知して、申込み方法も参加しやすい工夫を行ってまいります。

事業番号40、成年後見制度の利用に関する支援です。

取組は、申立経費の助成と、後見人等への報酬費用の助成の実施です。

申立費用の助成につきましては、令和6年度の助成件数が32件であったところ、令和7年度は38件となりました。

後見人への報酬費用の助成については、令和6年度の助成件数が107件であったところ、令和7年度は90件にとどまりましたため、7年度の事業評価をBと入れさせていただきました。

いずれも制度利用が必要な方が円滑に制度を利用するために必要な制度ですので、助成の条件の見直しなどを検討してまいります。

裏面に参ります。取組項目2、「法人後見や市民後見人等の活動を推進する」では、事業番号41、「法人後見実施団体への支援」です。まず、ほっとサポートねりまでは令和2年度から法人後見を実施しており、令和7年度末時点での延べ件数は6件となりました。

また、区内で成年後見制度の利用促進を目的に活動していच्छるNPO法人との懇談会を2回開催しました。

法人後見を実施する団体の認知度を高めていくことが課題となっており、引き続き講演会や相談会を協働で開催するなど、支援を実施してまいります。

事業番号42、市民後見人の養成と支援。

取組は市民後見人養成研修の実施です。令和7年度は、養成研修の修了者が5人、累計では95人となりました。こちらの研修につきましても、制度改正に応じた研修内容の変更

が必要となっており、今後、制度改正に対応した情報提供や研修内容の向上を図ってまいります。

市民後見人の受任の促進です。令和7年度は累計で37件の受任となりました。市民後見人の活動の場が限定されていることが課題であるため、現在は原則として特別養護老人ホームに入居されている方を対象としている受任の要件を、特養以外の施設入所者にも広げて受任に適したケースを検討する取組を行ってまいります。

事業番号43です。親族後見人等の支援です。

取組は親族後見人への相談支援の実施と「ねりま後見人ネットだより」の発行です。親族後見人への個別相談の実施や、ネットだよりによる情報提供を継続して行いました。親族後見人の方の高齢化により、後見業務の継続が困難なケースが増えてきており、対応策の情報提供や引継ぎなどの支援が必要となっております。

取組項目3、「権利擁護に関連する支援事業を充実する」、こちらでは事業番号44、「地域福祉権利擁護事業等の実施」です。

認知症状がある高齢者や障害のある方などが適切な福祉サービスを円滑に利用できるように支援したり、日常的な金銭管理などを支援する地域福祉権利擁護事業は、令和7年度は延べ233人と利用者が増加しました。

一方、お身体の状況により、預金の払戻しであったり、各種手続が困難な方を対象として提供している財産保全手続き代行サービスにつきましては、利用者数が延べ22人と減少しております。オンライン決済が普及していく中で、お金の流れの確認であったり、対応が難しいケースが増えてきている一方で、オンライン決済ができるということで、この代行の必要性が薄れたりと変化してきております。今後の法改正による制度の見直しも見込まれておりますので、それらを踏まえて対応していくこととしております。

事業番号45、「将来の不安に備えた支援の実施」です。

高齢者在宅生活あんしん事業は、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに対し、緊急通報システムや見守り訪問、見守り電話、見守り配食、ICTを使った見守りなどを組み合わせて利用できる事業です。近年は熱中症対策の充実が求められており、見守りICT機器を追加で指定をいたしました。利用者数の方が目標値には届かず、事業評価はBとなっております。

電話回線を利用した固定電話に熱中症の注意喚起をする機能を備えた緊急通報システム機器を導入いたしました。さらに、電話回線がない利用者にも注意喚起の機能を備えた機器を導入すること、また、スマートフォンを活用した見守り支援をする対象機器の追加などを検討してまいります。

最後の権利擁護支援に関する新たなサービスの実施につきましては、昨年度の部会でも御報告させていただきましたが、本年4月より、ほっとサポートねりまにおいて、「終身サポート事業～そなえ・あんしん365～」と「終活情報登録事業」を開始いたしました。こちらにつきましては、後ほど次第の3にて御説明をいたします。

資料2の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○部会長 はい。御説明ありがとうございました。

計画に記載をしている項目ごとの御説明をいただいておりますけれども、評価ところというのが、どうしても目が行きますけれども、あまりここだけにこだわっていただかな

くても大丈夫かなと。おおむねということになっておりますが、若干、この数値目標のところまで至っていないというか、前年度より少し落ちているものについてはBがついているというような状況かと思います。

皆様から御質問ですとか確認事項、あるいは御意見などがございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。何かございますか。

○委員 事業番号40の「後見人等への報酬費用助成の実施」というところなのですが、助成対象範囲の拡大について周知していく辺りが課題になってはいますけれども、少し具体的な話で申し訳ないのですが、被後見人、あるいは被保佐人の口座に基本的には報酬の費用の助成は入るわけですが、被後見人とか、被保佐人によっては、自分のところに入ったら、もうそれは自分のものだ。後見人とか、保佐人には渡さないという人がいまして、それだと助成ができないというようなことがありまして、できましたら、そういう場合には、被保佐人ではなくて、直接、保佐人とか、後見人の方の口座に入れるということをしていただくと助かるかなというようなことを思っております。よろしく願いいたします。

○部会長 はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。事務局は、何かその点についてはお考えですとか、方針がございすでしょうか。

○管理課長 はい。こういう助成事業は、どの自治体でも実施しているところではあります。いろいろ近隣区に聞いてみたところ、今のところ基本的には、いわゆる被後見人というか、被保佐人の口座に入れるということを基本としているという運用が多いと伺っております。本区においても、今はそういう運用にしております。

ただ、今お話があったとおり、本来渡すべきところにお金が渡らないというのは、これはよくない問題ではありますし、今の要綱の中でも、いわゆる後見人ではないところに使用した場合には、それは返金していただくというつくりにしておりますので、振り込むということも一つの手法かと思いますが、いずれにせよ、きちんと適切にお金が渡るような仕組みというのは検討していかなければいけないかと思っています。

○委員 よろしく願います。

○部会長 はい。よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○部会長 ぜひその辺りを。状況にもよるかと思いますが、場合によってはきちんと報酬助成という、きちんと区としての明確な目的があるわけですから、それをきちんと履行できるような形にさせていただくというのもあるかなというふうに思います。お願いします。

他にいかがでしょうか。

○副部会長 今の点について。

○部会長 はい。どうぞ。

○副部会長 確かに今の練馬区の状態というのは、基本的には御本人の口座ということで、御本人が亡くなった後は、後見人が指定した口座という形で動いていると思うのですが、そうできるのだったら、「後見人が指定した口座」ということで一本化してしまえば、その方が仕事は楽なような気がするのですよね。それでいて現場はすご

く柔軟に動ける、そういったこともあると思いますので、やっぱり区のお仕事もできるだけ単純化するという意味でも、「送付先設定」のような感覚で、振込口座はここへという形でできると、どちらにとってもWin-Winなのかなと思いますので、ぜひ、その点も御検討いただければと思います。

○部会長 はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

この事業は、若干、一般的な報酬助成とかと少し趣が異なる部分もありまして、それは、やはり御本人自身の判断能力が不十分な方というようなこともあるので、より機能的なやり方というのを少し御検討いただいてもいいかなと思います。

はい。ありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。

先ほど事業番号44のところ、オンライン決済ですとかに伴う代行の役割ですとかの変化というようなことが事務局から御説明がありましたけれども、何かほっとサポートねりまとして何かございますか。

○委員 もともと財産保全手続き代行サービスというのは練馬の独自の事業で、地域福祉権利擁護事業より以前から練馬区で行ってきたものです。これは、判断能力が十分ある方で例えば身体障害ですとか、あるいは難病等で、銀行ですとか、金融機関に行かれない、あるいは、行政手続きが難しいという方を対象とした事業となっております。それが最近のオンラインでいろいろやり取りができるという中では、わざわざ銀行に出向かなくても、いろいろお支払いですとか、そういったものができるという方が多くなったので、この事業の需要については以前ほど多くはないというところにはなっています。

ただ、一方で、地域福祉権利擁護事業は非常に時間もかかります。ボーダーの方の場合、財産保全手続き代行サービスのボーダーの部分で、保全という部分では、御本人の権利を擁護するために、例えば虐待だったりのケースでお通帳を預かるなど、こういったこの事業で対応することもありますので、併用することでもいいのではないかと私たちは思っています。

○部会長 この辺りも時代によって、いろいろな管理方法も変えていくということもあるでしょうし、以前は貸金庫ですとかで保全をしていて、貸金庫もいろいろな事件もあったりしたので、どういうところが御本人にとって安全かということと、それから、もう今の時代、皆さん、通帳そのものをお持ちにならないというようなことで、銀行もそちらを推奨しており、通帳の再発行などに非常に高い手数料ですとかがかかってしまうということもあって、通帳をお預かりしていても、財産管理ができるかと言われると、なかなか難しいという現状もあるかと思うので、これは新しい時代に沿ったやり方なども皆様とお知恵をいただきながら協議をしていくべき点かなと思いますので、今日ということではなくて、またいろいろと情報などをお寄せいただければと思います。

他にいかがでございましょうか。何かございますか。

○委員 事業番号41の「法人後見実施団体の支援」というところなのですが、ほっとサポートねりまと、もう一つののぞみ会とのNPO懇談会というのは、とても情報共有とか、交換の場としてありがたいと思っているのですが、この課題のところに、法人後見を実施する団体の認知度を高める必要があるとあるのですが、もちろん認知度も高めていただくとともに、私たちもそういう努力をしなければいけないと思うので

すが、ただ、こちらの体制として、たくさん御相談とか御依頼をいただいても、それを受けるだけの事務局とか支援する側の体制もなかなか厳しい状況にありまして、そういうところも少し一緒に考えていただけるとありがたいかなと思ったりしています。

もちろん私たちも努力をしなければいけないのですけれども、認知度を高めるだけではなくて、そういうところも少し考えていただけるとありがたいかなと思っています。

○部会長 はい。ありがとうございます。

御意見というか、建設的な御提案という部分もあったかなと思いますが、事務局はいかがでしょうか。何か、もしコメントがあれば、ぜひお願いしたいと思います。

○管理課長 今の委員のお話だと、認知度を高めるということも一つなのだけれども、いわゆる、受皿として、それほど大きなものがあるわけではなく、極端な話、こういう法人後見の担い手といったらいいですか、そういう団体を増やす取組も考えてみたらどうかということでしょうか。

○委員 はい。そうです。それもありますし、自分たちの団体としても、後見を担う人材をもう少し増やしたいというのがあって、いろいろ努力というか、やっているのですけれども、なかなかうまくいっていない状況があります。

○管理課長 私も、そもそもこういう法人後見を担うことができる団体はどういう方がいらっしゃるのかなというのが、なかなか障害福祉サービスとか、高齢介護サービスのよう、市中ににいるというイメージがいまいち湧かない中で、例えば、逆にこちらから聞いてしまうと申し訳ないですが、地域で活動されている中で、他にこういう、例えばNPOとか、社福法人だと、法人後見の担い手となるところはあったりするものなののでしょうか。

○委員 私も具体的にはよく分からないのですけれども、ただ、それこそ障害者の方の家族会みたいなのところとか、そういう団体、あと、施設の中の家族会になるのですかね。そういうところでは、多分、取り組んでいるところもあるのではないかなと思います。

○委員 NPO懇談会にお誘いしたことも、かつてはあるのですけれども、やはり御自分たちの、ある程度一定の対象の中でやりくりをしていくとのことでした。

○管理課長 不特定多数の方を入れるのでなくて、あくまで御自身の家族関係の中でということか。

○委員 家族会とかだと、そういう感じになっているのかなと思います。

○部会長 ありがとうございます。

会の持ち方によっては、例えばそういう家族会単位のところでも情報交換的なものややっていくとか、あと、他区・他市ですと、以前、東京大学の後見人の講習会ですとかを、これは広域でやっていたので、卒業された方たちがそれぞれの区でNPO的なものをつくったりとか、何か活躍の場が実は欲しいのでということで、単独で社協などに後見人として所属する方もいらっしゃいますし、また団体をつくりましょうみたいなところもなくはないので、すぐにという話ではないと思いますけれども、幾つか方策というのはあり得るかなと思います。

この辺りもう少し後で新しい成年後見の改正法の関係の動きもあるかと思うので、またその辺とも関連して続けていくということかなと思います。

○委員 横浜には法人後見を実施している団体がいろいろあるというのを聞いていまして、その中の一つの団体の方とつながり、情報交換等しましょうという、機会をつくろうと

いうことは考えたりもしています。

○部会長 また、そういうのを少しフィードバックしていただくとか、そういうこともあり得るかもしれません。

はい。ありがとうございました。

それでは、地域福祉計画の取組状況については、よろしいでしょうか。

もし何か後でまたありましたら、戻っていただいても結構ですので、それでは議題の方は次に参りたいと思います。

3番目は令和8年度の取組についてということで、新たに、先ほど事業番号45のところでもお示しいたしましたが、「将来の不安に備えた支援の実施」ということで、事務局から御説明をまずお願いします。

○地域福祉係長 では、まず資料3-1、終活関連事業の報告につきましては、ほっとサポートねりまからお願いいたします。

○委員 資料3-1を用いて御説明させていただきます。権利擁護センターほっとサポートねりまでは、令和6年度から終活の事業の相談窓口を設けまして、「そもそも終活とは何から始めたらいいか」ですとか、練馬区版のエンディングノートの「私の生き方ノート」の書き方ですとか、そういった相談に対応してまいりました。

ニーズに対応する形で、今年度、令和8年から終身サポート事業と、終活情報登録事業という新たに二つの事業を始めております。それを用いた形で、今、こちらが終活相談全体の件数という形でお示しをしているものです。

こちらの表組は①～④、終活登録事業と終身サポート、また、両方の事業のお問合せ、また、その他ということで、遺言ですとか、相続、任意後見、また片づけ、身元保証などといった形で分けております。

このデータにつきましては4月から始めておりますので、4月～6月ということで3か月の合計の件数と、それと実人数という形で表示をしております。合計いたしますと、初回の相談は127件、実人数としても127人という形になっております。

そして(2)継続相談になりますけれども、こちらはそれぞれが終活、終身サポートが多くなっていますが、155件の継続相談がありまして、実人数56人という形になります。

内容別なのですけれども、初回と相談の件数という形で合計が282件、実人数は4月～6月で183人の相談に対応しているという形になります。裏面に続きます。

こちらは終身サポート事業の相談者の内訳なのですけれども、今、4月から事業が始まりまして、この終身サポート事業については大体3か月～6か月ぐらいいを経て契約という形になる見込みなのですが、今審査を通過したこと、ここは6月の末の実績として、2件となっておりますけれども、7月に入りましてからも1件追加して今は3件が動いております。検討中もそれぞれ増えています。

また対象外というところですが、「そなえ・あんしん365」につきましては、資産要件ですとか、いろいろな要件を設けているのですけれども、資産の多い方ですとか、あるいは身元保証ですとか、身元引受人ということをお望みの方は、この事業では対応ができません。対象外になった多くの方は、頼れる親族が実はいるという方ですとか、日々毎月の収支よりも、実際、支出の方がかなり大きく支出をしていて、将来的な設計の中でなかなか収支のバランスが難しい、この契約については難しいという方が対象外になっておりま

す。

終身サポート事業について、ここは参考までなのですが、令和6年度、令和7年度の終活相談のうち、終身サポート事業に類する相談ですね。死後事務ですとか、身元保証、また支援者が不在という形についてまとめたものになります。

令和6年度は年間を通じて167人の相談を受け付けました。そして令和7年は187人となっております。現在、先ほども御説明したように、4月～6月の段階で183人の方に対応しておりますので、ほぼ年間の相談者が、この4月～6月にもう達成できているに近い形になっております。実人数についても昨年度51人がもう既に71人という形になっておりますので、これも相談が増えているというところになっております。

今日追加でお配りしたものが、9月16日の「終身サポート事業～そなえ・あんしん365～」の事業説明会と題しまして行います。特別講演といたしまして、弁護士の井上明子先生をお迎えして「はじめての遺言・相続～安心して未来を迎えるために」という形で基調講演を踏まえた形での説明会を行う予定となっております。

現在、これは定員70名なのですが、今週の月曜日から受付開始をしております、オンラインがあるので日曜日大丈夫だったのですが、すでに54名の方にお申込みをいただいているという状況になっておりまして、非常に皆さんの注目度が高いかなというところを感じているところであります。

それと地域包括支援センターですとか、他の町会ですとか、いろいろな方からお声をいただきまして、私たちは外に出向いてこの事業の説明ですとか、あるいは勉強会ですとかの講師依頼をいただいております。もう既に今分かっている段階で、もう33件という形になっているので、もう昨年の年間の部分を十分超えている状況になっております。なるべく誠意を持ってお答えしたいと思っておりますけれども、体制のこともありますので、そのところも練馬区とも相談しながら対応していきたいと思っております。終活の事業については、そのような状況でございます。

以上です。

○地域福祉係長 では、続きまして、資料3-2を御説明いたします。

練馬区における高齢者等終身サポートに関する包括連携協定の締結についてでございます。ただいまの御説明にもありましたけれども、相談者の状況が様々で社協で相談した結果、対象外となる方もいらっしゃいます。

その中には資産が要件より多い方であったり、あるいは身元保証など社協の事業では対応できないニーズをお持ちの方が一定数いらっしゃるというお話がございました。このような区民の方について、どこにおつなぎすることができるのかということで、今回、終身サポート事業を提供する民間事業者による団体と社協、そして練馬区が包括連携協定を締結いたしました。

資料の3番に締結先の記載がございますが、締結先の団体は二つとなっております。いずれの団体も事業者の加盟に当たっては、国による高齢者等終身サポート事業のガイドライン遵守の確認の他、加盟する事業者間の相互チェック等の体制などを設けていると聞いております。

この協定によって、社協の事業の対象とならない区民の方につきましても、事業者団体につなぐことで支援を受けることができるなど、サービス選択の幅を広げることが可能と

なります。

今後、連携を取りながら、個々の相談者の状況に応じた支援が提供されるような体制づくりに引き続き努めてまいります。

以上です。

○部会長 はい。御説明ありがとうございました。

ただいまの御報告内容につきまして、何か皆様の方から御質問ですとか、御意見など。

○委員 はい。よろしいでしょうか。

○部会長 はい。お願いします。

○委員 この事業について、当初、パンフレットだけ頂いたときに、なかなか読みこなせなかったのですが、先日、第二育秀苑での包括での御説明に参加させていただきました。そのときは非常に分かりやすい資料も配布いただいて、参加者にとってすごくいい勉強会だったと思います。

私どもの団体でも年に5回～8回、地域の包括の場所を借りて地域の高齢者の方を集めたいろいろな勉強会とか、情報提供会をやっておりますので、できましたらこの資料をいただければ、これを配布したりして周知に努めたいと思っておりますので、その辺、御配慮、よろしくお願いいたします。

○部会長 はい。ありがとうございました。

では、所長、いかがですか、その辺り。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 なかなか事業名称で、中身は分かりにくいと思うので、むしろ、そういった内容をきちんと伝えておくというのは大変大事なかなと思いますね。

成年後見制度などはもともとが非常に複雑な仕組みなので、広報というか、御説明をきちんとしないと、若干、希望的観測で事業を理解されている方もなきにしもあらずというところもあるので、ぜひ、そういったところは今後も何かの形で。ホームページにアップするとか、そういうのもあってもいいかもしれないので、ぜひ御検討ください。

○委員 はい。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

はい。酒井委員、どうぞ。

○委員 少し細かいことですが、教えていただきたいのが二つあって、一つは「そなえ・あんしん365」の要件の中の、所得というか、資産要件がありますけれども、この決め方というか、どういう基準でこの金額になったのかというのを、それが一つと、あと、もう一つ、やはり要件で、頼れる親族がいるので受けられないというのがあるようなのですけれども、この「頼れる」というところが曖昧というか、本当にどなたも御親族がいらっしゃらないのか、いても頼れないという方はいらっしゃると思うのですけれども、いると駄目なのか、それとも御本人が、「頼れる人が私にはいないのです」という状況であればいいのか、その辺がよく分からないのですけれども。

○管理課長 一つ目の話は、今回事業を進めるに当たって、社協の守備範囲を比較的低所得、あるいは低資産の方とした方がいいと意見がありました。ではどこに上限を設けようかという話になったときに、他自治体を見てきたところ、収入でいうと、この課税所得

160万円以上にならない、その層というところに設定しているところが幾つかあったので、参考にしたところですよ。

資産要件は、3千万円ぐらいというところもあったのですが、いろいろ社協の相談状況とかを見ていて、3千万円というのは多いのではという意見があったので、当時より少し前に、老後2千万円問題というものもあったものですから、2千万円というのを一つ定めたところではあります。

ただ、今相談を受けている中で、やっぱり資産要件が、これだと少しオーバーしてしまっているのだけれども、収入は範囲内なのだけれども、資産が少しオーバーしていて、でも支援を受けたいという方がいらっしゃる。でも、民間だと、まだなかなか厳しいという方もいらっしゃるの、そこは社協と協議して、少し要件というのは見直す必要があるかなという認識です。

「頼れる」は、もともとどちらかというと自己申告、戸籍を全部拾って、全然誰もいないという方だけを支援対象とするのではなくて、いないのだという話になれば、それは対象として見ていこうということで始めたところではあります。今、私も、誰も質問しなかったら聞こうかなと思っていたのですが、結構多い方が、頼れる身寄り、親族がいるということで対象外になっているので、支援の現実というか、実態を教えてくださいなと。

○委員 結構、御一緒に住んでいるとか、割と近くで友好的な関係にある様子を、結構、正直にお話しされる方もいらっしゃるの、それは頼れる身寄りがないという形には、対象とできませんねということになります。

収入要件につきましても、他区でもこういった事業は始まってはいるのですが、直系の御家族に制限されているところがやっぱり多いです。お子さんやお孫さんがいない。要するに相続する人がいないという方ですね。

練馬区の場合、頼れる親族がいないということに幅を広げましたので、親族がいても、遠方であったりという方も含めています。その枠を広げて資産要件をあえて2千万円にと、バランスを取ったという、権利擁護センターの体制のこともあると思うのですが、そういったところでのものですね。

ただ、実際、御相談を受ける中では、なかなかやはり預託金が払えないという方よりも、実際これだけ今まで節約してお金を貯めたのに、今はそんなに収入がないのに、練馬区がやっと始めてくれるのに該当しないのかという方がやはり多いというのは実感的にはあって、そこが先ほど管理課長がおっしゃったように、これから協議をしていくというところにはなります。

○部会長 ありがとうございます。

ここは結構難しいところなのですが、今の時点は流動資産2千万円とか、自己申告なのですね。

○委員 そうですね。契約の段階ですとか、その前の段階で通帳ですとか、そういったところは、あと、やはり遺言を、公正証書遺言で専門職の先生を入れて作成をいたしますので、そこでやっぱり資産要件を明らかにすることにはなるので、そういったことも事前に御説明をして、そこは偽ったとしても後で分かってしまうというところの含みを、そういったところは丁寧に御説明をするようにしています。

○部会長 はい。どの程度の要件というのを設定するのは実は難しかったりしますし、練馬区は本当に、そういう意味では、現在の考えている流動資産、流動資産の定義もなかなか一般的に行き渡っているかどうか、よく分からないのですけれども、不動産ですとかをそれなりにお持ちで、だけれども、預貯金ですとか、使えるお金があまりないみたいな方ですとか、いろいろなケースもあり得るので、どういうところに線を引いていくかという話であったり、あとは、家族関係が複雑なので、こういう事業を非常に必要としている人もいらっしゃるわけですね。日本の社会福祉制度、医療のところも含めて、精神障害の方の医療保護入院みたいな非同意入院があったりしたので、余計に御家族との関係が崩れていたりするので、身寄りが無いというのを単に戸籍上のとか、そういうことだけでまた切れることも大変難しい課題ではあると思いますので、それをどういう方たちをメインターゲットにしていくかみたいなことについては、専門家の先生方ですとか、また協議をして情報収集したりということで事業を進めていくというのが大事なかなというふうに思います。

○委員 よろしいですか。

○部会長 はい。

○委員 部会長がおっしゃったように、この領域ではなかなか、例えば、地方公務員で退職して女一人で生きてきました、という、これから外れてしまうわけですね、はっきり言えば。これは逆ですから、退職金等々……。

ですから、私の周りにもそういった形で、70代で女一人で生きてきた人が周りにいて、頼る人がいないわ、これ、いいわねと言ったけれども、開いてみたら、うん、ちょっと2千万円よりは少し持っているわという方がいっぱいいるものですから、逆にだんだん枠を広げるのは難しいとしても、その方が安心して頼れる機関、公的でなくても私的な形で、ここならば安心ですよという、推奨する団体みたいなのが少し枠として、今後の課題として役所としても周知できるような体制になっていただけるとありがたいかなと思います。

区役所のほっとサポートは駄目でも、この団体に加盟しているところなら大丈夫ですよ、全面的に保証はできないにしても、最低限のものは保証してくれますよというところを少し広げられるようなシステムをつくっていただけると今後ありがたいかなと思います。

○部会長 はい。ありがとうございます。大変貴重な御意見で、この協定などもその第一歩という話になるだろうとは思いますが、安心の部分はどう担保できるかというのはなかなか厳しい問題でもありまして、厚生労働省の新しい事業についても、利用者の方が50年後も社協はあるのですかという、そういう質問をされている方が結構いると伺ったので、それはちょっと誰にも、必ずありますとは答えにくい部分でもあるかもしれませんが、御本人の安心というところですね。どうやって、では担保していくのかというところを、これは、例えば行政だけとか、社協だけで考えるというよりは、皆さんと一緒に少し協議をしていくというところがないと、この安心感というのはつくりにくいかなというのがありますので、大変貴重な意見をありがとうございました。

他の委員の方、いかがでしょうか。

○副部会長 この包括連携協定は、大分華々しく花火が打ち上がったかなという感じでしたけれども、今後、この協定を広げるというお考えはあるのでしょうか。

○管理課長 協定の締結先を広げるということでしょうか。

○副部会長 はい。

○管理課長 今、部会長がおっしゃった、個人の安心と、サービスの選択肢をどう担保していくのかという話になってくると思いますので、とりわけ選択肢の問題で言えば、多様なところをどう広げていくということは考えられるかと思いますが、安心というのはどのぐらい感じ取れるかというか、外部的にも説明が一定程度できるかというような、相手方がいらっしゃれば、そこはやぶさかではないのかなというところではあります。

○副部会長 この質問をしたのは、実は、私の所属しているリーガルサポートなのですが、基本的にこの範囲の事業というのは、私たち公益社団法人で公益目的事業というのがあるのですが、その事業の外側になってしまうのですね。

つまり、リーガルサポートというのは、会員を監督して、研修して、補助対応してという、そのセットが、この事業に適用できなくなるというところで、今、歩みが遅いところがあるのですが、実は、その事業以外のものでも、例えばリバースモーゲージとか何かだと、東社協と協定を結んでリーガルサポートが推薦をしているというケースもあるという話が出てきて、だったらリーガルサポートの東京支部が練馬区と協定を結んでも対応が可能なのではないかという話も少し出ているのですね。

私も、今、役員を外れてしまったものですから何とも言えないのですが、もしそういうケースが出てくれば、協定を結んでいただけるのかなと思って、御質問させていただきました。

○管理課長 おっしゃっていただいたとおり、いろいろな、とりわけ専門職の方を中心に本事業が、この後、副部会長のお話にある成年後見制度の改正もそうですけれども、かなり大きくこの権利擁護支援というのがこの1年で変わる中において、そういう、いわゆる事業として幅広く地域に根差していくときに、誰でも彼でもというわけにはいかないといったときに、専門職の皆様が一つ組織をこしらえて、そこでいわゆる権利擁護支援の支援者として実施していただくという動きがあるということも今伺っているところでもありますので、もちろん、そういったところは安心という面で言えば、そのとおりでありますし、あと、少しお伺いしたところによると、いわゆる成年後見制度の延長のことで、お値段設定も比較的柔らかいというようなお話も聞いていますので、そうすると、今、我々の方だと低所得層の方、低収入、低資産の方、あるいは比較的富裕層の方は、何となく社協や既存の民間で押さえられたとしても、中所得層というか、一番分厚い中所得層にどうやってこういう支援を行き届かせるのかというのはまた別の課題になってくるので、そうした中で、今おっしゃっていただいたような組織体が一つの受皿として、安心であり選択肢としてなるのであれば、そこはぜひやっていただければなと思っております。

○副部会長 ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございました。

この辺りは、この関係の事業のチェック機能ですね。監督機能というところが本当にもう長らく、日本ライフ協会というところが経営破綻してから、もう何十年たっているのだけれども、どこもなくては、ようやく連携をしながらガイドラインができて、このサポート協会があるみたいな、国もようやくこの数年で大分環境が整ってきたかなというところなので、むしろ、そういった地域ベースで監督機能ですとかも含めて、システムができてくると、中間層とか、富裕層とか、所得にかかわらず、安心な環境はきちんと整備するみたいなモデルとしてできていくといいのかしれませんので、この辺りはぜひ、また皆さん

からお知恵をいただければと思います。

はい。ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

○委員 こういう協定を結ぶ場合に、一番大事なのは安心ということだと思うのです。安心とは、やっぱり例えば役所が管理してくれるとか、社協さんが管理してくれるということが一番安心で、民間の団体、あるいは、その協議会に所属している業者がとてもいいなら、というだけではなかなか安心できないと思うのですが、ただ、実際に進めていく上では、そういう業者にお任せしなくてはならないということになっていると思うのですが、その場合には、チェック機能をどのように働かせるか。例えばモニタリング的な感じで、年に1回は業者さんからデータを出してもらうとか、あるいは一緒に何か話をするとか、そういうものをセットにしないと、本当に安心できるのかなという感じがすると思うのですね。

そのときに、例えば、先ほどありましたようにリーガルサポートのそういう支援があって、一緒に見るとか、あるいはばあとなあも支援できるかもしれませんし、そういう専門職も入って、行政の負担にならないような形の中で安心して、お願いする方が、私は安心してできると、そういうものが担保できるような形にするといいのかなと思うのですね。

ですから、ぜひ、時々チェックを入れるということ、そのチェックの仕方も負担にならないような形で、しかし適切にその業者をチェックするというふうなものを考えていかなければいけないと思います。

以上です。

○部会長 ありがとうございました。

今まで不十分だった部分、本当に抜けていた部分というがあるので、協定というところに今後どういう、きちんと柱を立てていってというところは大事だという御指摘だったかなと思います。ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

（なし）

○部会長 では、先ほど管理課長からもありました、「成年後見制度の改正について」ということが次の議題になっております。今の終身サポートのところとも関係するところかなと思います。

それでは、資料4-1、4-2というのがございますが、これは副部会長から御説明のをしていただけますでしょうか。

○副部会長 改正法を二、三十分で説明してくださいというオーダーがありましたので、至難の業かなと思ったところ、ちょうど今、利用促進の専門家会議で法務省が出してきた資料が、この資料4-2というもののですね。国が作った資料はすごく見づらいのですけども、正しいことしか書いていないはずなので、これを基に私なりにかみ砕いて、お話ししていければと思っています。

御存じのように民法等を一部改正する法律、これは民法だけが改正されたのではなくて、様々な法律が関わっているのですけれども、要は、ここに書いてある後見制度と遺言制度に関するものなのですけれども、今日は遺言制度については脇に置いておいて、後見制度に関して、ざっくりですけれども、御説明させていただいて、後で、齊喜先生辺りにサポ

ートしてもらおうかなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

資料4-1は改正のポイントということで作っていただいたので、これを基に、右に行ったり、左に行ったりしながら見ていこうかなと思います。

まず、現行制度の類型というのは、当然、後見・保佐・補助という三つの類型がありまして、これを隔てているのが「判断能力のレベル」ということです。

まず、「判断能力のレベル」が違うからこそ制限される権利が異なるというのが、今、大前提の制度として動いているのですね。当然、この判断能力のみが基準になっていることは、判断能力が変わらない限り、この類型は変わらないというのが結論になってしまいます。ここが後見制度の非常に融通の利かないところという指摘がありました。

今回の改正で一番、この部分を取っ払おうという試みがなされるのですけれども、それが「必要性の原則」というものを取り入れようという話になりました。例えば後見で、判断能力が全くない人でも、後見制度を使う必要のない方々もいるのではないですか、というようなお話からです。なので、必要性和判断能力という二つの基準によって、今回、改正法が成立しました。

今年6月24日に公布されまして、実際に効力が発生する、法が施行されるのが、ここから2年6か月以内の日ということになっていますが、大方の予想では多分、令和10年8月か9月、10月にかかるぐらいのところからスタートするのではないかとされています。ただ、これはまた後で法務省が発表することなので変わるかもしれないのですけれども、それまでに準備をしておこうということになります。

この必要性を貫いていくために何をやったかということなのですけれども、要は、今までこの3類型というのは、そのどれかに当てはまらないといけなかったということで、一つに当てはまると、そこから移動しづらかったというところがあるので、今回変わったのが、この3類型を全部、一旦、御破算にして、補助のみに一元化しようという話になりました。要は、後見・保佐を廃止しようという話になりました。

なぜ補助が採用されたかという、補助というのはもともと必要なものだけを、例えば取消権であり、代理権であり、必要なものだけを設定するという仕組みだったのですね。なので、この仕組みがやはり必要性和親和性が高くなって、結局、補助で、よく言うオーダーメイドの後見制度になっていくのではないかとということになっています。

今お話ししたように、現行制度の問題点というのは、一度利用すると判断能力が変わらない限り、原則やめられないということ、それから、後見に関しては包括的な代理権、要は具体的な代理権ではなくて、何でもかんでもできてしまう、でき過ぎてしまうという包括的代理権によって全てを管理されてしまうという弊害、それから特に、どんなに障害があっても、やはり意思はあるだろう、ただ、その意思が表明できない方々がいるだけなのではないかという指摘もあって、本人の意思をもっと尊重する制度になってほしいということで、改正の中には本人の意思を確認することを義務化しているという部分も出てきました。

改正で変わるものとして、今お話しした後見・保佐・補助が補助に一本化されます。それによって具体的に「何が必要か」を、申立ての段階で、これが欲しいのです、これが必要なのですということを裁判所に申し立てて、裁判所がそれを認めるか、認めないかという話になります。なので、今言った包括的代理権、何でもかんでもできる権というのが、

この世からなくなるのが理想です。

ただ、いきなり法がスタートしても、今あるものも存在し続けますので、新しい制度が始まっても、今、後見・保佐になっている人たちはそのまま残ります。ただ、それを新法に切り替えること、それから必要性がないことによってやめること、そういったことが新法が動き出すとできるようになります。

ただ、この辺は、さらに実務的な話になってしまいますけれども、逆に使い勝手がいいと思っていた人たちもいるわけですね。なので、法律がスタートする寸前に駆け込みで後見・保佐を申し立てる人も若干出てくるのではないかなという気もしています。だから、その辺は社会がどう動いていくかというのはこれからですけれども、新法が始まったら、そちらに移行することができる、新法が対応するということになっていきます。

途中で終了できるというのは、要は今言った判断能力が不十分であっても、周りのサポートが十分できているという状況であれば制度を使う必要はないのではないかという判断を家庭裁判所がしてくれれば、その制度を終了することができるという制度。

それからもう一つ、ちょっと飛ばしてしまいましたけれども、3（2）のところ。これも新しく特定補助制度というのができました。これは新しい類型が一つできたのではなくて、補助の中に特別な審判を加えたのですね。なので、特定補助というのは条件として、判断能力が全くない人、欠く状況、いわゆる一番上に書いてある後見の判断能力の人しか使えないのですけれども、かといって、今の後見制度のように包括的代理権は持てません。補助である以上、必要なものしか設定できないのですが自動的に取消権がつくといった、そういった制度もあります。

この特定補助ができた理由というのも議論の中で言われているのですが、結局、後見制度というのは能力が衰えた御本人を守るためにあった制度なのですけれども、守り過ぎてしまっていたのですね。だけれども、開放すると守る部分が薄くなってしまわないのか。例えば、その人に対する意思表示を誰が受けるのか、そういった部分があるので、全く判断能力がないと、それこそ、これはもう完全に植物状態の方々を想定しているとも言われていますけれども、そういった方々に関しては、本人の意思を確認しないでスタートできる部分も必要なのではないかと思ってできたと言われています。

なので、本当に誤解が発生する可能性があるのは、特定補助の制度というのは「元の後見と一緒にんだ」という誤解が発生する可能性が非常に高いのですね。でも、私が今申し上げたように、包括的代理権はありませんし、これも個別具体的な同意権、取消権、代理権ということになるので、これも補助の中の一部になるというのも、ちょっと押さえておきたいなというところです。

それから改正で変わるもの、解任事由ですね。ここでも、少しお話ししたかもしれないですけれども、今の後見制度の悪いところとして、一旦ついた後見人が交代しづらい制度なのです。これをもう少し分解すると、なぜ交代しづらいかというと、その後見人が悪さをしなければ辞めさせられないという制度なのです。でも、御本人にとっては、いや、この人は、悪さはしていないけれども、どうも相性が悪い、考え方が全然違う、その人と死ぬまで一生付き合わなければいけないのかという部分が、今の制度のやっぱり悪いところとしてクローズアップされることが多かったのです。

なぜ、そういうふうになるのかというと、私たち専門職の後見人は、すごくたくさん

方をお世話していることが多いのですが、一つの案件を解任されてしまうと、全部の案件が自動的に解任になるのですよね。それを避けるために、やっぱり一部の専門職は辞任を促されても、自分は悪くないのに、なぜ辞めなければいけないんだという方々が一定数いらっしゃる。これを、要は辞めさせる方法が今の段階ではなかった。そこで新しくできたのが、最初のカラーの方の資料の最初のページ、3ページの真ん中下辺りに、「交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない」という部分の右側に、「本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能」になりますと。これも新しい制度なのです。

ただ、これをやられて解任になって、私たちが全部の案件を解任されると、たまったものではないので、逆に、この理由で解任されたときには、全部解任というのは欠格事由というものに当たってしまうのですが、この欠格事由には当たらない解任をつくろうということになりまして、この案件は辞めてもらうけれども、ほかの案件は別に普通に続けていいよという解任ができたのですよね。なので、これを利用することによって、要は受ける側、後見人側も退きやすい、裁判所側も、あなたは辞めた方がいいのではないのと言いやすい。これがまさに交代しやすくするための大事なポイントになりました。

これに関しては、本当に早くスタートしてほしいぐらいのところもあるのですが、これも新法が施行されるときからスタートになりますし、今もうスタートしている案件であっても、解任ができますので、今ちょっとこの人に辞めてほしいなと思っている人がいたら、新法が始まるまで我慢しようという話になってしまうかもしれないですが、それは冗談ですけれども、そういうことができるようになるということが大きなポイントです。

それから、作業に見合った報酬額へというところは、今まで後見人の報酬は裁判所が決めていたので、どうやって決めているか、すごく分かりづらかったのですよね。実際、私たち専門職も、報酬付与の審判というのを申し立てて、実際に出てきた数字が「うーん」というときは、多分、齋喜先生も経験があると思いますし、何でこうなったんだろうと。その中に時々、噂レベルかもしれないけれども、間違いがあるときもあるので、ちょっとこれはおかしくないですかと裁判所に聞くこともあるのですが、裁判所は私が間違えましたとなかなか言わない機関ですから、それが審判額ですとなってしまうと、要はブラックボックスの中で報酬が決まってきたというところがありますので、何でこういう審判額になるかという参考の部分で事務作業量、その後見人がどういうことをやってきたかということを具体的に判定材料にして出すことになっているのですが、多分これをやったから幾ら、これをやったから幾らと裁判所は言ってくれないので、あまり変わらないのかなと思っています。ただ、裁判所側は、出した審判額をきちんと整理して発表しなさいということになっていますので、その辺で透明性を上げていこうという方向性になっているようなところがあります。

改正後、オーダーメイド型の制度利用が増える可能性、本当に制度利用は増えると思います。ただ、やっぱり必要とところと最初は思っていたけれども、必要でなかったということもあるだろうし、最初は必要と思わなかったけれども、後になって必要になってしまったということもあるので、結局それが起こり得ると、やっぱり裁判所がかなり忙しくなるはずなのですね。だから、その辺を国がどういうレベルで対応していくかというところは実はすごく見物のところもあって。

ここに書いていない改正もありまして、この中の右下、7と書かれているところが任意後見制度の見直しの部分です。任意後見の制度も、すごく改正されるのです。実は、任意後見というのは監督人がついてから契約が発効するという、すごく難しい契約方式だったのが、監督人を選任しないで任意後見人を裁判所が直接監督することもあり得る仕組みに変わります。

ただ、今の話で、なぜこっちに行ったかという、裁判所が忙しくなる、イコール、裁判所が直接監督するというのは、すごく相入れないものなので、制度はあるけれども、どれだけそういったものが表れてくるかというのは、私たち専門職の間でも、あまり出てこないだろうなと思っていますが、でも制度としてできる以上は、もっとこれを利用した方がいいのではないかと社会的な意見が出てくれば、裁判所も変わっていつてくれるのではないかなと思っています。

もう一つ、任意後見制度の見直しですごく大事なところというのが、今の制度というのは、いわゆる後見・保佐・補助という法定後見制度と任意後見制度のどちらかしか採用できない、一緒にはスタートできない、一緒にやることができない。法定を使っていれば任意は使っていない、任意を使っていれば法定は使っていないという関係に必ずなっているのですけれども、それを併存させてもいいのではないかとすることができるようになります。

これを多分すごく分かりやすく言えば、例えば任意後見で、お友達と任意後見契約を結んで、無報酬で契約を結ぶ。一定程度の、生活に最低限必要なものしか契約していない。難しいことが起こったら専門職に法定後見を申し立てて、その問題を解決してもらう。解決してもらったら必要性がなくなるから法定後見は終わり、任意後見に戻るということが可能になるのですね。

なので、これは逆に、私は法定後見よりも任意後見がもっともっと広まってほしいなと。それによってどういうことが起こるかという、区で今、報酬助成をしているやつも、法定後見しか当然、報酬助成はしていないのです。なので、任意後見が増えて、法定後見の部分を任意後見人がやってくれたら、実は報酬助成が減ってくるはずだということで、区の予算も抑えられるのではないかとというようなことも考え得る。それが、併存できるようになるというところのすごく大事なところなのです。

それから、任意後見でもう一つ変わるのが、今度、7ページの下のところ、任意後見は今でも、幾つでも契約を結んでいいのです。Aさんと結んでいいし、Bさんと結んでいいし、Cさんと結んでいい。だけれども、契約をすると、国の管理する後見登記簿に登録されるのですが、それぞれの優先順位が今登記できないのです。本当は登記できるようにしてもらった方がよかったのですけれども、それを一步譲って、任意後見に不開始の合意、要は開始しない合意をするというのを入れられるようになるのです。

それをするとどうなるかという、Aさんとの契約が駄目になるまでは、この契約は発効しませんよという合意が公正証書でできるようになるのです。そうすると、Aさんに基本的にはやってもらうけれども、いざAさんに何かあったときにBさんに出てきてもらう。今でも予備的受任といって、この人が駄目になったら、この人をという、約束的につくる契約はあるのですが、それをきちんと法律上で認めてくれる状態が可能になる。私も実際に今自分でもやっているのですけれども、娘さんが任意後見人をやっていて、私に何

かあったときに、お母さんのために私に予備的な任意後見人になってくださいということ
で契約して、契約内容で約束としてはやっているのですけれども、登記されていないので、
もし私が、そのお母さんの判断能力が落ちて契約を発行させようとしたら、できてしまう
のですね。それができないようになる。裁判所が不開始の合意を確認したら、その原因と
なっているものがきちんと終わっているかどうか確認しましょうということになると思う
ので、これが実質的に担保されるような契約形態も出てくるということになります。

それから、下の大きな四角のところは、これがどれだけ利用されるか未知数なのですが、
公正証書で任意後見契約を発効させられる人を決めておく。それから、補助の開始申立て
をできる人を決めておくことができるようになります。すごく一番軽い形の公正証書の使
い方だと思うのですけれども、こういったことも新しい法律ではできるようになっていく
というところですよ。

ざっくりの話で大変申し訳ないのですけれども、改正法の大まかなお話をさせていただきました。
残り時間の中で何か御質問があれば。こういうときどうなるんだろうみたいな
ところがあれば聞いてください。

○部会長 大変複雑な改正内容を非常に分かりやすく御説明いただいて、ありがとうございます。

○委員 補足というか、恐らくこれは個別の御質問に答える方がいいのではないかなと思
います。

○部会長 分かりました。では、そのようにしたいと思います。

皆様も、なかなか法律の改正とかの説明書を読んでも、よく分からないということが
多々あるかと思うので、今、先生からもアドバイスがありましたように、個別のことも、
何かこういう場合はどうなのでしょうかといいところがあったら、ぜひ、よい機会でもあ
るので。

○副部会長 1点だけ説明するのを忘れていたところがあって。最初の資料4-1の方で、
【ポイントまとめ】の中で、利用期間のところで「必要な期間が過ぎたら、利用を終了す
ることができる」と書いてあるのですが、これは説明が必要です。

私たち後見人は1年に1回、定期的に裁判所に報告を入れているのですけれども、その
ときに必ず、この人にとって「必要性はまだ継続していますか」というような、という
形になるかは分かりませんが、それについての報告を求められるのですね。なので、1
年に1回、必ず裁判所は、その案件の制度利用の必要性を判定するということになるので、
必ずこの期間が来たら終わりということではなくて、この期間が来たら、もう一回必要
性をチェックするという形で、制度利用が終わりになるか、ならないかということになっ
ていくというのも一つの改正法のポイントでした。すみません。一つ、漏れました。

○部会長 ありがとうございます。

今の説明は一番下、資料4-1の下の括弧書きのところでもいただきました。

いかがでしょうか、何かございますでしょうか。どうぞ。

○管理課長 素朴な疑問も含めて、いくつかあるのですけれども。

まず、この法律が今年6月24日に公布され、2年6か月を超えない範囲で施行という話
になっています。私の感覚的なところというか、純粋に2年6か月を足すと令和10年12月
24日で、何となく年度の途中でこんな大きな法が施行されてしまうのは困ってしまうなど

思うのですけれども。先生方の、公布から施行までの期日の見方で、通常こういう大きな改正は年度当初の施行を国は考えるものなのですか。それとも、今回の案件は附帯決議も多いから、本当に2年6か月ぎりぎりで行われるようなケースが想定されるのか、感想で結構なのですが、それが1点です。

もう一点は、行政の立場で言うと、成年後見で区長申立てをするケースが結構あります。その中で、本人の利益のために特に必要があるときで補助人の解任要件の話になったときに、この補助人を解任すべきだという見立てをする、つまり申し立てる主体として、例えば区長申立てをした場合には、区というものが一つ、申立人として今後は想定されるのだろうかというのが知りたいです。

最後は、3点目で、スライドの6ページ目に、補助人に対して、今の後見制度だと、死亡してしまうと支援がそこで止まってしまうんだけれども、死亡後も火葬や埋葬の契約締結とかを補助人がしてあげてもいいよという話になっているとすると、例えばですけれども、先ほどの、そなえ・あんしん365のところもそうですが、今やっている終身サポート事業は、いわゆる意思判断能力が明確な方に対する死後事務とかの契約ですけれども、生が続く中で後見制度の適用相当になってしまった場合には、むしろ補助人が死後の対応もできるという話だとすると、そちらに移行してくというのも何となく必要な制度のつながりかなと。

つまり、本人の判断能力が明確なうちは例えば終身サポート事業で、不明瞭になってしまった場合には契約内容も含めて補助人につないでいくというような話も今後は想定されるのかなと思ったのですが、それに対する御見解を。

質問が長くてすみません、法施行の日と、区長申立ては補助人解任の申立人として要件があるのか、最後に終身サポートとの関係について。私見で構わないので御助言いただければと思います。

○部会長 ありがとうございます。

いかがでしょう。

○副部会長 2年6か月に関しては、私もうろ覚えなのですが、民法の改正の場合にはいろいろな制約があって、必ず法制審議会を経なければいけないとか、法律の根幹、法律の中の法律みたいなところもあるので、このぐらいの期限は仕方ないのかなというのは聞いたことがあります。

それなりに準備を、この間に、結局、法務省としては法務省令も準備していかなければいけないという部分もあるので、多分、準備期間として2年は必要なのかなと思います。ぎりぎりいっぱいまで入るというのは、あまりないです。手前で施行されるというのが多いので、多分2年6か月ぎりぎりよりも早めにスタートするのではないかなというのが大方の見方の気がします。

あと、終了に関する申立て、これは多分4ページ。制度を終了した場合、申立権者というのも定められているのですね。僕の記憶では、ここに首長は入っていなかった気がします。なので、首長申立てで始まったとしても、制度の終わりのときに区長申立てというのとはなかったのではないかなと。

なので、難しいですね。本来であれば終わらせるべきと思っていても、やっぱり始めた人が終わらせられない状況は出てくるのかなと。ある意味、制度利用は保護のスタート

なので、逆に権利擁護は、その方の現実のタイミングを一番よく知っている方々から申立てがあった方がいいのかなと思いました。

また、私たち専門職がやる死後事務は、もう本当に必要最低限なのです。なので、セーフティーネットというか、それしかできないというのが多分一般的だと思うので、逆に御本人がこうやってほしいという要望があったとすると、そちらの方が優先されるのではないかなというのが私の感覚としてあります。

例えば、今でも任意後見と法定後見では任意後見が優先するという原則で、これも残るのですけれども、なので、本人の意思尊重をやっぱり重視するのであれば、必要最低限の補助人の死後事務よりも、御本人があらかじめ決めた死後事務の方が優先されることになるのではないかなということになります。今は大抵どこの区の死後事務も、法定後見制度が利用されるようになったら終わってしまう仕組みを採用しているところが多いですね。だから、そうすると、これが生きてくるとは思いますが、そういう仕組みをわざわざつくらなくてもいいのではないかなということと。

私がこの話ですごく気になっているのは、関係のない話になってしまうかもしれないのですけれども、今までこれは後見しかできなかったのですよね、死後事務の許可というのは。保佐・補助は認められていなかったのです。それが、新補助が認められることによって何が起こるか、保佐が浮いてしまうのですよね。保佐だけが逆にできなくなってしまう、死後事務を。ということが気になっているところではあるのですが。そうしたら、保佐人が補助に移行する作業をするのかなというのは、何となく実務では想像が付きますけれども。補助人ができるようになったことによって、そういう二次、三次の変化も起こり得るのかなと思いました。

○委員 施行に関しては、私も何とも言えないところで、法改正は年度途中で改正、施行されることもあったりはします。民事裁判のデジタル化とかは5月二十何日とか、変なタイミングで、中途半端なときに施行されたりすることがあるのでやむなしかなと。2年目の秋頃に施行されるのではないかと、噂はされていますが、恐らくある程度、煮詰まったところで決まるのかなと思います。

それから、終了でしたか。区長申立て、補助人。

○管理課長 区長申立てをして、その補助人を解任したいなとか、終了したいなという話になったときに、基本的には御本人であつたりとか、御本人の意思を代弁できる方が申し立てるべきだと思うのですけれども、申立人として、最初に申請した主体である区というものが役割を担うことができるのかというお話です。

今、上山先生の方から、法律で想定されていないのではないかと。

○委員 区長申立てでいうと、最初の開始のときの区長申立てが、実務上の位置づけが少し変わってくる可能性はあるかなと思うのですよね。

今回、先ほど御説明がありましたけれども、申立権者を公正証書で指定できるようになっているのです。それをしておけば、区長申立てをしなくても、誰でもいいのですよ、制限はないので。特定の人、区の人でもいいし、社協の人でもいいし、どなたかに申立権を与えておけば、区長申立てをしなくて、その人が必要だと判断したときに申し立てることができる。なので、区長申立ては、ひょっとしたら減る可能性があるのかなと、負担が減るという可能性はあるのかなと思っています。それをどう活用していくのかは、これからなの

ですけれども。

あと、死後事務ですけれども、補助人も死後事務ができるようになります。今までは、今までの3類型の中の補助人はできなかったけれども、補助に一元化されたので、補助人もできるようになるよということですが、これはやる人がいないときにできますよと、権限として与えられているものであって、既にそういうツールといいますか、契約があったりとか親族がいて、やる必要がなければ別にやらなくても恐らく構わないので、契約していて、補助についても死後事務をやりますという設計になっていれば、補助人は別に出てこないで、契約が優先されるのではないかなと。

契約の仕組みをどう設定するかです。

○部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょう。

今の件は、もともと区長申立て自体は、社会福祉関係の措置法の老人福祉法ですとかに書いてあるものなので、その協議も含めて、恐らく2年数か月の間にいろんなことが若干変わってくるという可能性は結構あったりするかなと思うので、実務上で何かあれば、むしろ厚生労働省とかにプッシュするとか、いろんなやり取りが、これから区でも恐らくいろんな意見聴取とかが多分来ると思うので、そういうところも御利用になると、皆さんからも、いろんな御要望がもしあったら、そういうところに言っていただくというのも大事なかなと思います。

社会福祉関係も結構、年度途中で大きい法律みたいなものが突然、こんな時期に変わるのでかみたいなのが最近はあるようなので、若干おそろしいと思いますが、あり得るところです。

○部会長 他、いかがでしょうか、何か。どうぞ。

○委員 私が一番心配しているのは、必要性がなくなって後見制度の利用を辞めました、では、その後どうするのですかというところです。

流れの中では、現状では例えば包括の方が受任者を探して、誰かがやってくれた。そうすると、もう全部お任せみたいな感じで、後見人あるいは保佐人にお願いしますよという形で、さっと引いていくようなところもあるわけです。今度は必要性がなくなったから返しますといったときに受けてくれるのか、その辺の受け手のところが逆に心配です。

必要性がなくなったから辞めたいなと思って、家裁に出しても、家裁が、もう辞めてもいいよと言ってくれるかどうか。受け手はきちんと居ますか、この人に必要性は確かにならないけれども、これとこれは心配ですよと、家裁はそんなことを言わないかも分からないですけれどもね。

でも、そういうことがあったとして、果たして、その人の権利が擁護、守られるのかな、その辺を一番心配しています。

○部会長 本当にそうなのです。むしろ、その辺でいろいろと協議しなければいけない部分もあるかなと思います。

○副部会長 そうですね。必要性をどの程度求めるかというのが、多分、今、一番分らないところだと思うのです。今後、具体的ケースを挙げて、こういう場合に必要性を認める、こういう場合に認めないみたいなものが出てくるかもしれないですけれども、もしかしたら実務がスタートしてしまって、ノウハウが積み重なっていくしかないのかなという

気持ちもあります。

なので、私としては、基本的に必要性がないというのはかなりのレベルだと思うのです。例えば、さっき例に出した任意後見がもともとあって、小さな任意後見があって、法定後見が途中で併存して、終わるときには任意後見に戻るわけですから、これは必要ないと、はっきり言えますよね。だけれども、法定後見が首長で始まって、首長で始まったときには必ず必要ありということで選任されるわけですから、その必要性が失われる状況というのはかなり考えにくい。だから今、新日自みたいな、民間に日常自立支援事業みたいなものをどんどん増やせれば、みたいな話がありますけれども、それで何とかなるようなものではないような気がするし。

逆に、今、障害者団体とかで預り金制度というのをきちんとつくってこうと。例えば手をつなぐ親の会の東京は、もうしっかり制度をつくっているので有名ですがけれども、そういうものがもしあって、それで賄えるのではないかということであれば必要性がないよねということはあるかもしれない。

これから出来上がる後の制度、後のサービスというのがどれだけ社会的に充実してくるかによって、必要性というのは変遷していくのかなと思います。

○部会長 ありがとうございます。

○委員 もとものと今の現行の後見制度は、一回始めたら亡くなるまで終われません、そこが非常に弊害だと言われていたところです。

例えば施設に入ってきて、基本的に生活が安定している、金銭管理も問題ないけれども、相続手続とか、いろんなものが発生してしまって、後見人がつかないとできません。なので一回選任して、後見人が遺産分割とか、いろいろやって終わりましたが、死亡するまで、ずっとついてしまいます。これはおかしいのではないかというのが、一つの典型例だと思うのです。そういう場合は、遺産分割とかの具体的な必要性があるから補助を申し立てます、補助人がつかました、遺産分割の権限を付与される。終わったら必要性がなくなった、必要性がなくなって終わっても大丈夫だという判断は当然考慮されると思いますけれども、補助は終了して、施設で元の生活に戻るとというのがよくあるパターンというか、典型例かなと思いますが、そうではないケースもたくさんある。

今おっしゃったように、本当に終わってしまって、でも本人の判断能力は低下したままです、そのまま元に戻して、本人の保護が図られないという事態は当然起こり得るので、終了する、しない、必要性があるか、ないか、なくなったとっていいのかというのは、非常にこれから詰めなくてはいけないところではある。

法制審議会で言われているのは、補助開始の原因となった課題が解消したのかどうかというところに加えて、補充性と言われているのですけれども、他に、補助以外で支援する体制といいますか、仕組みなり体制が、環境なりが整備されているかどうかというのも必要性の判断の中で考慮するみたいに言われているそうです。もちろん、その中に御本人の意向も考慮要素として入ってくるということです。

本当に、まだ全く分からない、未知数の状態で、実務を積み重ねていくしかないのかもしれないし、ある程度こういう場合はというのが事前に整理されていくのか、気になるところです。

先ほどの補充性の補助以外で御本人の支援をする環境なり制度なりが整備されているか

どうかというのを、よく言われているのが新日自とか日常生活自立支援事業だったり、終身サポートで事業者がついていますとか。私は二弁ですけれども、二弁の場合はホームロイヤーがついていますとか。あとは、先ほどのリーガルサポートがついていますとか。いろいろあって、完全に野放しにならないというのがあれば必要性なしと判断される可能性があるのかなと思います。

○部会長 この辺りは、家庭裁判所のキャパシティの問題とか、いろいろ実務上の問題も多々関わってくるところかなと思いますので、ぜひ今後も、現場なりの改善提案ですとか、そういうものがあつたら出していただければと思います。ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

（なし）

○部会長 では、この辺りで。

本日、御用意いただいた事案は以上になりますけれども、次回の日程というのが5番に書いてございますので、事務局から御説明をお願いします。

○地域福祉係長 次回の日程につきましては、次第に記載のありますとおり、令和9年3月中旬頃を予定しております。少し先の予定になりますけれども、よろしく願いいたします。開催日が近づきましたら、また改めて書面にて御案内させていただきます。よろしく願いいたします。

○部会長 ありがとうございました。

前の方の議案についても、皆様よろしいでしょうか。何か言い残したことですとか、ありましたら承りたいと思いますが、よろしいですか。

（なし）

○部会長 それでは、事務局から何か他に連絡事項等ございますでしょうか。

○地域福祉係長 本日は御議論ありがとうございました。もし、伝え切れなかった御意見等ございましたら、事務局宛にお電話やメールでもお寄せください。

また、本日、机の上に置いております地域福祉計画の冊子につきましては閲覧用ですので、置いたままにさせていただきますよう、お願いいたします。

事務局からは以上です。

○部会長 ありがとうございました。

それでは、最後に上山副部会長から。先ほども働いてもらったのですが、今日の締めの一言を。

○副部会長 では、改めまして、副部会長の上山でございます。

今、本当に改正法がはっきり見えてきて、未来の道筋がようやく、ほんの少し見えた状態ではあると思います。間違いなく今回の改正というのは、いわゆる民法が禁治産・準禁治産から後見・保佐・補助に変わったぐらいのインパクトで変わるのです。なので、多分、専門家でも予想がつかないし、意見も分かれるだろうし、裁判所も実は分かっていないかもしれないです。

ただ、そういう柔らかい状態だからこそ意見が入りやすいというのもあると思うので、皆さんに興味を持っていただいて、こういうときはどうなるんだろうというのを、関わる人たちが実際に勉強していく、そういった作業は非常に重要だと思いますので、もし体が空いていれば私もぜひお手伝いさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○部会長 それでは、これをもちまして本日の権利擁護部会は終了とさせていただきます。

皆様どうぞ、本当にまだ暑いのでお体を大切に、また今後ともよろしくお願いします。
どうもありがとうございました。